

令和6年度第8回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年11月7日 木曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 伊 東 孝 吉 6番 江 藤 由之助 8番 永 野 恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平
豊洋	川 崎 孝 子	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 32 号	農地法第3条の申請について
議案第 33 号	農地法第5条の申請について
議案第 34 号	非農地証明願いについて

議長	それでは、令和6年度第8回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時40分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第32号」から「議案第35号」までの4議案153件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第32号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の です。よろしくお願いします。議案書1ページをお開きください。 「議案第32号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、他 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	おはようございます。10月21日、 委員と私と事務局職員2名とで現地確認を行いました。 の横に があります。その下に面したところになります。現地は、里道がありますが、車が行けるところではなく、譲受人の さんの庭を通らないといけない奥まったところにあります。私たちが行ったときは、写真は竹に覆われているようになっていますが、 さんが自分で竹を全部きれいにし、維持管理しています。これから管理してもらうには さんしかいないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	おはようございます。只今、 委員が説明した通りです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は以前から申請地でカボスや柿を作っており、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。 取得後は周辺の自己所有地と併せて管理することです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件

	に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	おはようございます。10月23日、事務局職員2名、■■■■農業委員、私と申請者の■■■■さんと現地確認を行いました。申請地は、■■■■線■■■■線を交差点から■■■■に入り、■■km行くと■■地区があります。■■地区に入っすぐ左折してすぐ右に行って100m行ったところの左側の家の裏の畑になります。この畑については申請者の■■■■さんがかなりきれいに管理をされており、息子さんに贈与ということで今回申請を出されています。草刈り機等の機材もあるということなので、お父さんもまだ若いのですが、息子さんの方ということで今回出されています。維持管理をお父さんも一緒にするというので、野菜関係をするということです。問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いいたします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	おはようございます。只今、■■■■委員から説明があった通りです。草を刈って手入れをしているということで、大丈夫と思います。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は両親と同居しており、すでに経営を移譲されていることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続きトマト・なす・サツマイモなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。

議長	3番について、農地委員より説明願います。
委員	おはようございます。10月24日、農業委員、事務局職員2名、さんのお母さんと現地確認を行いました。申請地は、から線を方面に約10km進み、交差点を右に曲がり、方向に行きます。その先入口の交差点を線沿いに約500m行ったところの県道沿いのという集落にあります。今回の申請地は所有者のさんが県外のため、隣に住むさんが野菜等を栽培しており、今現在十分な管理がなされていますので問題ないと思います。以上です。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は市外在住ではありますが、週末のたびに申請地近隣の実家に帰省して母と弟の3人で農業を行っていることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はトマト・ピーマン・サツマイモなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第32号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第32号」について、農地法第3条第1項により、これを許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第32号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第33号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の です。よろしくお願いいたします。 議案書2ページをお開きください。 「議案第33号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号1番、申請人、土地所有者、区、歳、

	歳、転用者、[]区、[]、法人、設立[]年。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、外[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、資材置場用地として。申請理由、申請地は遊休農地で今後も耕作の見込みがないことから、資材置場として整備して土地の有効利用を図りたい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	[]から[]方面に向かい、[]の交差点を右折し、角に[]がありますが、そこから50m北に行ったところになります。この土地は今のところ何も耕作されておらず、[]さんと[]さんが親戚になるようで、[]さんが資材置き場にしたいということで計画が上がっているそうです。今後ああいう広い土地を守っていくためにはこの[]さんしかいないかなあと私的には思いますが、3種農地でもありますし、ご審議をお願い致します。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明した通りです。ご審議よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さん、[]さんは姉妹で、昭和54年に父から、昭和56年に母から、それぞれ相続により申請地を取得しています。[]から[]までの[]筆が[]さん、[]の[]筆が[]さん所有の土地です。 以前は申請地で野菜などを作っていましたが、高齢になり後継者もないことから今後の管理について困っていました。 今回、近隣で[]業を営む[]さんが、経営規模拡大のため申請地を資材置場として造成し、土地の有効利用を図ることでお話がまとまったため申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田及び宅地、東側は宅地及び公衆用道路、南側は用悪水路、西側は田にそれぞれ接しており、周辺の農地については休耕中であり、営農上の支障はありません。 また、今回の転用に関して令和6年10月12日付で土地改良区からの同意書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、U字型側溝などの二次製品・安全用品・パイプ類置場として造成する計画をしています。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、申請地周囲の法定外公共物水路を経由して西側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考

	えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第33号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第33号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第33号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第34号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 「議案第34号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成29年に売買により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、傾斜地で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	10月23日、事務局職員2名、■■■■農業委員、申請者の■■■さん夫婦と現地確認を行いました。申請地は、■■■■線を■■■■前、■■■■を通る信号を左折し、■■■方面に入ります。■■■地区に入ります。■■■■から1.4kmくらい進んだところに左側に入り、入ってすぐ左側の斜面になります。けっこう急な傾斜地で■■■さん夫婦は足腰の問題で管理が難しいということで、今回非農地証明願いが出されました。非農地証明が承認されたら、近所の土地と一緒に売却する予定ということです。この斜面で維持管理は難しいと思うので、慎重審議よろしく願いいたします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、■■■委員が説明した通りです。以前はミカンが植わっていたであろう形跡があります。隣などはミカンが植わっています。非常に急傾斜で、そこで物を栽培するのは難しいと思います。写真では見にくいですが、近づいてみますと急です。道路を挟んで反対側に大きな雑木が立っており、日当たりも悪いです。農地から外してほしいということです。よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月23日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成29年に売買により申請地を取得しています。取得時点で雑草木が生い茂ってお

	り、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和6年5月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の土地と併せて売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃までは夫と一緒にみかんを作っていたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
委員	10月22日、[]農業委員、事務局職員2名、私と、[]さんの息子さんと現地確認を行いました。申請地は、[]の下[]あるところから、まっすぐ200から300m上ったところです。以前みかんを植えていたそうですが、切っていただいたそうです。その後高齢のため草等が覆い茂っているようです。管理もできないということで非農地証明願いが出されました。よろしくお願いいたします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、[]農地委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月22日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、昭和30年に父からの相続により申請地を取得しています。 平成16年頃までは夫婦でみかんを作っていましたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に近隣の土地所有者へ売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和58年頃までは、義父が野菜を作っていたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。

	以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	10月22日現地確認を行いました。申請地は、 の真上の方です。7月か8月に空き家バンクの関係で申請があったところの流れです。今回は畑のすぐ上で、ご覧の通り山になっています。耕作困難と思います。よろしくお願いいたします。
議長	3番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	写真を見ての通り、森林化しています。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月22日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、令和4年に妻からの相続により申請地を取得しています。昭和58年頃までは義父が野菜を作っていましたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地については、令和6年9月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に隣接する空き家及び農地と併せて売却する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、父の代の平成16年頃までは水稻を作っていたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	申請地は、 区です。 から 方面に来ますと旧道がございます。その入ったすぐ左側に がありまして、その裏になります。現状見ましたが、以前は田でしたが、木も覆い茂っており、ぬかるみということもありまして、耕作がかなり困難ということで、非農地証明願いが出ました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 農地委員が説明した通りです。元に戻すのに難しい土地です。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月22日に 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、令和5年に父からの相続により申請地を取得しています。

	父の代の平成16年頃まではお米を作っていましたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、近隣の土地所有者へ譲渡予定とのことです。以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況は山林・原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和61年に相続により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念した、とのことです。 以上です。
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	10月18日、事務局職員2名、■■■■農業委員、私で現地確認を行いました。申請地①は、■■■■の先、■■■■で橋を渡ってから上がっていくところですが、周りがすべて耕作放棄地になっており、現地まで行けませんでした。山林になっております。申請地②は、橋を渡って100mほど行ったところでした。10年位前までは田を作っていました。誰かに貸していたのだと思います。3年前くらいから草刈りをしなくなり、草が覆い茂っています。■■■■在住ということで難しいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員の説明した通りです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月18日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、昭和61年に母からの相続により申請地を取得しています。 両親の代まではお米を作っていましたが、市外在住で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に引き続き山林・原野として管理するとのことです。以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況は公衆用道路で、転用又は耕作放棄された理由は、公共工事である平成13年度■■■■線改良工事の一環として、隣接する宅地への進入路として造成されたが、■■■■時代に嘱託登記での地目変更がなされていない状態とのことです。 以上です。

議長	6番について、農地委員より説明願います。
委員	おはようございます。10月21日、農業委員、事務局職員2名、行政書士の先生と現地確認を行いました。申請地は、交差点から右折し線を約4km方面に進み、の交差点を右折します。そこから約1km行ったところですが、三叉路になっているところですが。申請内容についてはここに記載されている通りです。ご審議よろしく願いいたします。
議長	6番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	10月21日現地確認を行いました。委員の説明した通りです。ご審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月21日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は平成13年に相続により申請地を取得しています。 今回、公共工事の一環で、隣接する宅地への進入路として、里道と一緒に造成されましたが、時代に嘱託登記での地目変更がなされておらず、地目が農地のままの状態となっていることが判明したため申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の3に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、隣接する空き家と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番、申請者、区、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成元年に相続により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	7番について、農地委員より説明願います。
委員	おはようございます。10月25日、委員、事務局職員、行政書士、宅地がすぐ横にあるさんの合計5名で現地確認を行いました。申請地は、線を方面に向かっての信号を左折し、を方面に進み、との道路が交差する信号の交差点を左、方面に入っていただいて、約2km行くとのがあります。そこから300mほど上ったところの右側になります。申請地の現況は原野で、周りのはさんが取得している土地で、このど真ん中に申請地があり、ゆくゆくはさんが取得するようになるかと思えます。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月25日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成元年に父からの相続により申請地を取得しています。 父の代までは野菜を作っていましたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念し

	たとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、隣接する空き家と併せて売却する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号8番、申請者、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、父の代の昭和54年頃まではみかんを作っていたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	8番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	10月24日、[]農業委員、事務局職員で現地確認を行いました。申請地は先ほど3条申請で説明した場所と同じところですが。今回の申請地は[]さんの実家の裏になります。現状は竹と雑木が茂っており、農地としては困難かとおもいます。よろしくお願いいたします。
議長	8番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を10月24日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、昭和59年に父からの相続により申請地を取得しています。 父の代の昭和54年頃まではみかんを作っていましたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の農地と併せて、近隣の土地所有者へ譲渡予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第34号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第34号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行

	することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第34号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第35号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。番号1番及び139番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをお開きください。 「議案第35号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 ア. 利用権の設定（公社への貸付） 番号1番、申請人、貸人、 区、 、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡、設定期間は 年新規で、借人の経営面積は公社のためありません。借人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 続きまして議案書43ページをお開きください。 イ. 利用権の設定（公社からの貸付） 番号139番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、 区、 。対象農地は、杵築市 及び 、 筆、 ㎡です。貸付人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 続きまして議案書44ページから46ページをお開きください。 番号139番の詳細になります。借受人の さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は 年新規、耕作作物は水稻となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第35号」の1番及び139番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第35号」の1番及び139番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」の1番及び139番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 委員に、事務局より議事への参加を要請し

	て下さい。
	< 委員 入室 >
議長	次に、「議案第35号」の番号2番から138番及び140番、141番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページの番号2番から議案書42ページの番号138番までは、すべて利用権設定に伴う公社への貸付となりますが、ご案内の通り今回は案件が多いため、説明を省略させていただきます。お手数をおかけしますが、各自でお読み取りください。 議案書42ページをお開きください。 今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号1番から138番までの合計 筆 m²。貸し手農家数 戸、借り手農家数 戸。ア. 利用権の設定面積は、 m²です。 続きまして議案書43ページをお開きください。 イ. 利用権の設定（公社からの貸付） 番号140番、借受人、 区、 。対象農地は、杵築市 、 筆、 m²です。土地の詳細についてですが、議案書7ページ番号2番から26ページ番号78番の土地になります。 番号141番、借受人、 区、 。対象農地は、杵築市 及び 、 筆、 m²です。土地の詳細についてですが、議案書26ページ番号79番から42ページ番号138番の土地になります。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号139番から141番までの合計 筆 m²。貸し手農家数 戸、借り手農家数 戸。イ. 利用権の設定面積は、 m²です。 続きまして議案書47ページから56ページをお開きください。 番号140番の詳細になります。借受人の は地元の集落営農組織です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は 年再設定、耕作作物は水稻となっております。 続きまして議案書57ページから68ページをお開きください。 番号141番の詳細になります。借受人の は地元の集落営農組織です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は番号79番から124番は 年再設定、番号125番から138番は 年新規、耕作作物は水稻となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第35号」の2番から138番及び140番、141番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第35号」の2番から138番及び140番、141番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」の2番から138番及び140番、141番については、「意見なし」として報告します。

議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和6年度第8回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時31分： 終了)